

受給調整の特例について

1 第1回幼保推進部会（令和4年11月15日）での主な意見

- ・現在の3%ルールだと、わずかな移行枠しか設定できず、保護者のニーズに応えることが非常に難しい。
- ・3%ルールが設定された当時は、待機児童対策が必要だったが、少子化が進行している現在、幼稚園から認定こども園に移行する際、預かり保育分を上乗せすべきではなく、撤廃も含めて見直すべき。
- ・3%ルールがあるために、各号間の振替ができない、入園できないでは、保護者の選択の自由が奪われるため、保護者、子どものためになるような制度設計が必要。
- ・3%ルールを撤廃し、子どもの奪い合いになると、体力のある規模の大きな園だけが残っていくことになり、保護者の多様な施設の利用の幅を狭めてしまう。3%ルールは、大きなグランドデザイン。1号認定については、市内の全提供区域において供給過剰であり、定員割れの施設も多いことを踏まえて検討すべき。
- ・少子化問題については、施設の経営の問題から議論するのではなく、課題の背景にある根源的な点についての議論をすべき。

2 現行のルール及び取扱い

(1) 現行ルール

幼稚園から認定こども園に移行する場合	2・3号認定こどもの定員上限は、現行の受入児童数の3%まで認める。また、預かり保育による児童数の範囲において2号・3号定員への振替 [*] を認める。
保育園から認定こども園に移行する場合	1号認定こどもの定員上限は、2・3号認定こども定員の3%まで認める。

(参考) 預かり保育分による児童数の振替えについて

- ・京都市子ども・子育て支援事業計画における要保育児童の受入枠には、幼稚園における放課後等預かり保育を含んでおり、実質的に幼稚園における預かり保育も保育の受け皿の一つとなっている。
- ・上記のような状況の中で、幼稚園で預かり保育を利用していた児童が、認定こども園移行後も継続して同じ施設を利用することができるよう、3%の定員上限とは別枠で振替えを認めている。
- ・なお、当該振替えに伴う2・3号定員設定は、以下のとおり運用している。

2号定員	保育が必要な2号相当（新2号認定）の利用児童数（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を含む）の範囲内
3号定員	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の利用児童数の範囲内 ※ 0歳児の定員設定には当該振替え枠ではなく3%の定員上限を活用（幼稚園型Ⅱの対象が満2歳からであるため）

(2) 定員を超過した際の取扱い

児童の在園中に保護者の就労状況の変化等に伴う号数の変更が必要となった場合には定員上限を超過するケースが発生している。

現状は、その場合でも、定員上限の引上げは認めていないため、定員超過が一定期間継続した場合には、給付費の減算措置の対象となる。

3 見直し案

- (1) 少子化の進行、定員割れ施設の拡大といった状況を踏まえ、供給過剰区域における認定こども園への移行時に上乗せできる定員上限は、現行どおりの3%を維持する。
- (2) 保護者の就労状況の変化等に伴う号数の振替ニーズに柔軟に対応するために、在園児の認定変更（振替え）は3%を超えても認めることとし、当該振替えに伴い児童数が移行当初に設定した利用定員を超過する場合には、面積・配置基準の範囲内で利用定員の引上げを認めることとする。なお、当該引上げと同時に他の号数の引下げを行うことも可能（例：1号認定子どもの定員を引上げ、2・3号認定子どもの定員を引き下げる）。
- (3) 引上げを行う場合、利用定員の上限は認定区分別給付単価の最低区分の人数とする（1号：15名、2・3号：10名（ただし、移行当初に預かり保育等から振り替えた分及び待機児童対策により定員拡大した分を除く。））とする。
- (4) 保育園由来の認定こども園の1号定員、幼稚園由来の認定こども園の2・3号定員を引き上げる場合、他認定区分の前年度平均児童数が定員超過している場合、併せて引上げることとする。

<イメージ>

	移行当初の定員設定	利用児童数	利用実態に見合った定員設定	備考
保育園から移行した認定こども園	1号：3名 2・3号：100名	1号：20名 2・3号：83名	1号：15名 2・3号：88名	2・3号の児童数が定員超過をしている場合は2・3号定員の引上げも必要
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 1号定員を引上げ（上限15名）、 2・3号定員を引下げ </div>				
幼稚園から移行した認定こども園	1号：70名 2・3号：33名※ ※うち30名は預かり保育利用児童の振替え	1号：60名 2・3号：43名	1号：63名 2・3号：40名	1号の児童数が定員超過をしている場合は1号定員の引上げも必要
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 2・3号定員を引上げ（上限10名 （ただし、移行当初に預かり保育から振り替えた30名を除く。）、 1号定員を引下げ </div>				

4 今後のスケジュール

幼保推進部会での議論を踏まえ、京都市において制度設計を進め、各施設への周知を行う。

5 留意事項

(1) 児童数の実態に合わせて利用定員を変更した場合、翌年度からの新規受入については、当該変更後の利用定員の範囲内で行うこととなる。

(2) 利用定員を引き上げてもなお当該利用定員を超過する受入実態がある場合※には、現行と同様に、国通知に基づく給付費の減算措置が適用される。

※ 直前の連続する2年間（1号認定の場合。2・3号認定は5年間）常に利用定員を超過し、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上

(3) 利用定員の引下げを行う場合は、現行と同様に、子ども・子育て支援法の規定に基づき、3か月前までに届け出が必要となる。

(4) 次期事業計画（令和7年度～）の策定に当たっては、市全体の需給バランスへ与える影響等を踏まえ、改めて受給調整の特例の活用に関する検討を行うこととする。